

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年12月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20221221	株式会社 よつば交通 (法人番号 2420001007537) 代表者 荒屋敷工	青森県三戸郡 五戸町字竹原 12番地17	本社営業所	青森県三戸郡五戸町竹原12-17	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年11月18日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。